

関電ガス

基本料金割引

(特約料金表)

平成30年5月1日実施

関西電力株式会社

本 則

1 適 用

この基本料金割引料金表（以下「この料金表」といいます。）は、大阪瓦斯株式会社（以下「当該一般ガス導管事業者」といいます。）が定める託送供給約款（平成28年12月26日認可。なお、当該一般ガス導管事業者が託送供給約款を変更した場合には、変更後の託送供給約款によります。）およびその他の供給条件等の供給区域に適用いたします。

2 特約種別

この料金表の特約種別は、基本料金割引といたします。

3 適用条件

(1) 平成30年5月1日から8月31日までの間に、お客さまが、当社が別に定める主契約料金表（以下「主契約料金表」といいます。）のうち、なっトクプラン料金表（平成29年12月1日実施。）、関電ガスなっトクプラン for au 料金表（平成29年12月1日実施。）、または関電ガスなっトクプラン for 中央電力料金表（平成29年12月1日実施。以下これらの料金表を「なっトクプラン等料金表」といいます。なお、当社がなっトクプラン等料金表を変更した場合には、変更後のなっトクプラン等料金表によります。）により、新たにガスの需給契約を申し込まれた場合に適用いたします。

ただし、主契約料金表により新たにガスの需給契約を申し込まれたお客さまが、需給契約が消滅した後、平成30年5月1日から8月31日までの間に、同一需要場所で、なっトクプラン等料金表により、ガスの需給契約を申し込まれたときは適用いたしません。

(2) (1)のお客さまについて、新たにガスの需給契約を申し込まれたときの需給開始日から次の検針日までの期間（開始日を含みます。）の料金算定期

間（以下「初回料金算定期間」といいます。）、および初回料金算定期間の次の料金算定期間に限り、この料金表を適用いたします。

4 料 金

- (1) 各月の料金は、主契約料金表および他の特約料金表によって料金として算定された金額から、(2)によって算定された基本料金割引額を差し引いたものといたします。

ただし、主契約料金表、この料金表および他の特約料金表によって料金として算定された金額が負となる場合は、料金は零といたします。

- (2) 基本料金割引額

基本料金割引額は、主契約料金表の適用区分に応じた基本料金額（日割計算を行う場合は日割計算後基本料金額といたします。）といたします。

5 そ の 他

この料金表に定めのない事項については、お客さまがこの料金表とあわせて適用を受ける主契約料金表に定めるところによるものといたします。

附 則

実施期日

この料金表は、平成30年5月1日から実施いたします。